

宮崎県における GAP推進マニュアル

～ 安全・安心な産地確立に向けたGAP導入の手引き～



平成29年8月10日

宮 崎 県

目 次

第1章 宮崎県におけるGAP推進の考え方	・・・・・・・・	1
第2章 「ひなたGAP認証制度」の概要	・・・・・・・・	3
1 制度の目的	・・・・・・・・	3
2 ひなたGAPの特徴	・・・・・・・・	3
3 ひなたGAP基準書の取組区分とレベル	・・・・・・・・	3
4 ひなたGAP認証制度の概要	・・・・・・・・	4
5 ひなたGAP認証スキーム	・・・・・・・・	5
第3章 ひなたGAP導入の手引き	・・・・・・・・	6
1 ひなたGAPの導入・認証までの基本的な流れ	・・・・・・・・	6
2 任意組織（団体）へのひなたGAP導入手順	・・・・・・・・	10

第1章 宮崎県におけるGAP推進の考え方

GAPは、Good Agricultural Practiceの略で「農業生産工程管理」と訳され、農業生産工程でのムリ・ムダの解消や、農業生産におけるあらゆるリスクを低減する取組を行うことで、食の安全・安心、環境保全、農作業安全等、農業経営の改善を進めていくものです。

これまで県では、平成24年度に「宮崎県版GAP」を策定し、主にみやざきブランド認定産地等において農業者による自己点検の取組を推進してきました。

このような中、近年、輸出先商社や大手量販店、食品加工企業等との取引において、国際水準のGAPを求められる案件が増加していることや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリパラ」という。）の食材調達要件にGAPの取組が位置づけられるなど、今後、流通段階におけるGAPの要求は、ますます拡大していくものと見込まれています。

このため、県では、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠した「ひなたGAP」を策定し、平成29年秋から県による認証を開始することとしています。

「ひなたGAP」の推進に当たっては、県とJAにおいて国際水準GAPにも対応できる指導・支援体制を構築した上で、経営・技術改善指導の一環として重点的な取組を進めていくことで、GAPの取組を本県農業の基本的な管理手法として定着させ、将来的に国際水準GAPにも対応できる農業者づくりを支援していくこととしています。

(参考) GAP導入により期待される効果

① 農業生産におけるリスクの低減

GAPでは、個々の農業者毎に異なる農業生産活動のあらゆる工程を見直し、農産物の安全や農作業安全等におけるリスクを、農業者自らが把握し、その改善策をルール化し実践します。

このルールを、農作業に取り組む家族や従業員が理解し、日常的に改善に向けた話し合いを行うことで、農作業事故や農薬残留事故などの発生を未然に防ぐことが期待されます。

② 農場管理の改善

GAPの基本は、あらゆる物事の整理整頓とも言われます。ほ場や農業機械、生産資材など、農作業の全ての工程を棚卸し、GAPの視点から見直すことで、これまで気づけなかったムダ等に気づき、作業の効率化や経費の削減等に繋がることを期待されます。

例えば

- 農薬管理台帳の作成 → 期限切れ農薬の減少
- 資材・機材の整理整頓 → 紛失物の減少、作業の効率化
- 農業機械の点検・整備 → 故障の減少、エネルギー効率の改善
- 各作業のルール化 → 従業員の作業効率の向上、事故の減少

③ 信頼性の向上

県が審査・認証を行う「ひなたGAP」や、専門の認証機関を有する「JGAP」。「GlobalG.A.P.」では、農業生産工程管理が適正であることを、年1回の審査により第三者が証明することから、取引先からの信頼性向上が期待されます。

しかしながら、農作業事故や農薬残留事故の補償をする制度ではありませんので、御留意ください。

④ 農業経営力の向上

本格的な人口減少社会となる中で、農村地域では雇用人材の不足が大きな社会問題となっていることから、今後、農業法人等のほか家族経営体であっても外国人研修生や障がい者など多様な雇用人材への対応が必要となっています。

このため、「ひなたGAP」の推進に当たっては、農業法人、家族経営協定を締結し家族内での役割分担や作業ルール等の話し合いが行われている担い手や、みやざきブランドの産地認証を受けているJA部会、大型農業法人と契約取引をしている担い手グループ等を対象として推進することで、個々の農業経営力の向上を効果的に図ることが期待されます。

第2章 「ひなたGAP認証制度」の概要

1 制度の目的

「ひなたGAP認証制度」は、宮崎県内で生産される農林産物について、「農作業安全」や「環境保全」、「農産物の安全」等に向けた取組が適正に行われていることを確認、認証することで、県内農業者の農業経営の適正化を推進するものです。

また、将来的に国際水準GAP等の認証取得を目指す産地・農業者等にとっては、ひなたGAPに取り組むことで、GAPの基本的な取組を理解、経験することができるため、GAPに取り組むファーストステップとしても有効です。

なお、ひなたGAP認証取得により、東京オリパラの食材調達基準を満たすことができます。

2 ひなたGAPの特徴

ひなたGAP基準書は、初めてGAPに取り組む方にも分かりやすく、取り組みやすい内容とするとともに、国際水準GAP等の基本的な考え方を取り入れて作成しているため、国際水準GAP等へのファーストステップとしての活用が期待されます。

3 ひなたGAP基準書の取組区分とレベル

○ 取組区分

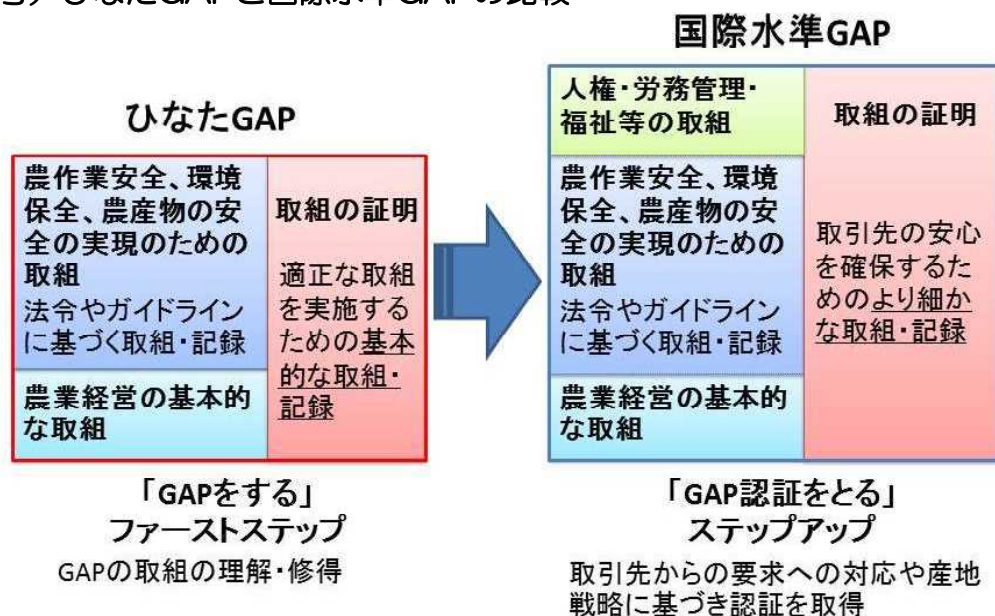
「農業経営全般に関する取組」、「農作業安全に関する取組」、「環境保全に関する取組」、「農産物の安全に関する取組」の4区分

○ 取組のレベル

必須：ガイドラインが求める取組に対応した項目

推奨：県が適正な農業生産のため、独自に設定した項目

(参考) ひなたGAPと国際水準GAPの比較



4 ひなたGAP認証制度の概要

(1) 認証制度名

ひなたGAP認証制度

(2) 審査及び認証機関

宮崎県

(3) 対象品目

県内で生産される以下の農林産物が対象となります。

青果物、米、茶、花き、きのこ、タケノコ

(4) 認証の対象

申請者は、宮崎県内で農林産物を生産する個人、法人（個別認証）の他、複数の農業者等による任意組織等（団体認証）が対象となります。

なお、団体認証では、対象とする農林産物の統一的な生産出荷基準を定め、管理する事務局（以下「団体事務局」という。）を有することが必要です。

(5) 認証の要件

県が定める認証基準(ひなたGAP基準書)が要求する取組項目の内、「必須」とされている取組項目に全て適合していることが必要です。なお、団体の場合は、団体事務局用の基準書(ひなたGAP団体事務局用基準書)にも、全て適合していることが必要です。

(6) 審査の方法

生産現場等において、ひなたGAPの取組状況を審査し、その結果を基に、有識者等で構成する認証判定審査会において、認証の可否を決定します。

(7) 認証の有効期間

認証を受けた日から起算して2年を経過する日の属する月末までとなります。

なお、認証取得者は、有効期間終了後引き続き認証を受けようとする場合には、認証期間の更新を受けることができます。

(8) 維持審査の実施

知事は、認証を決定した日から起算して6か月～18か月の間に、認証基準適合の状況等について審査を行います。

(9) 審査及び認証に係る費用

無償とします。

(10) 認証マークの表示

認証取得者は、認証された農林産物に、認証マークを使用することができます。

5 ひなたGAP認証スキーム

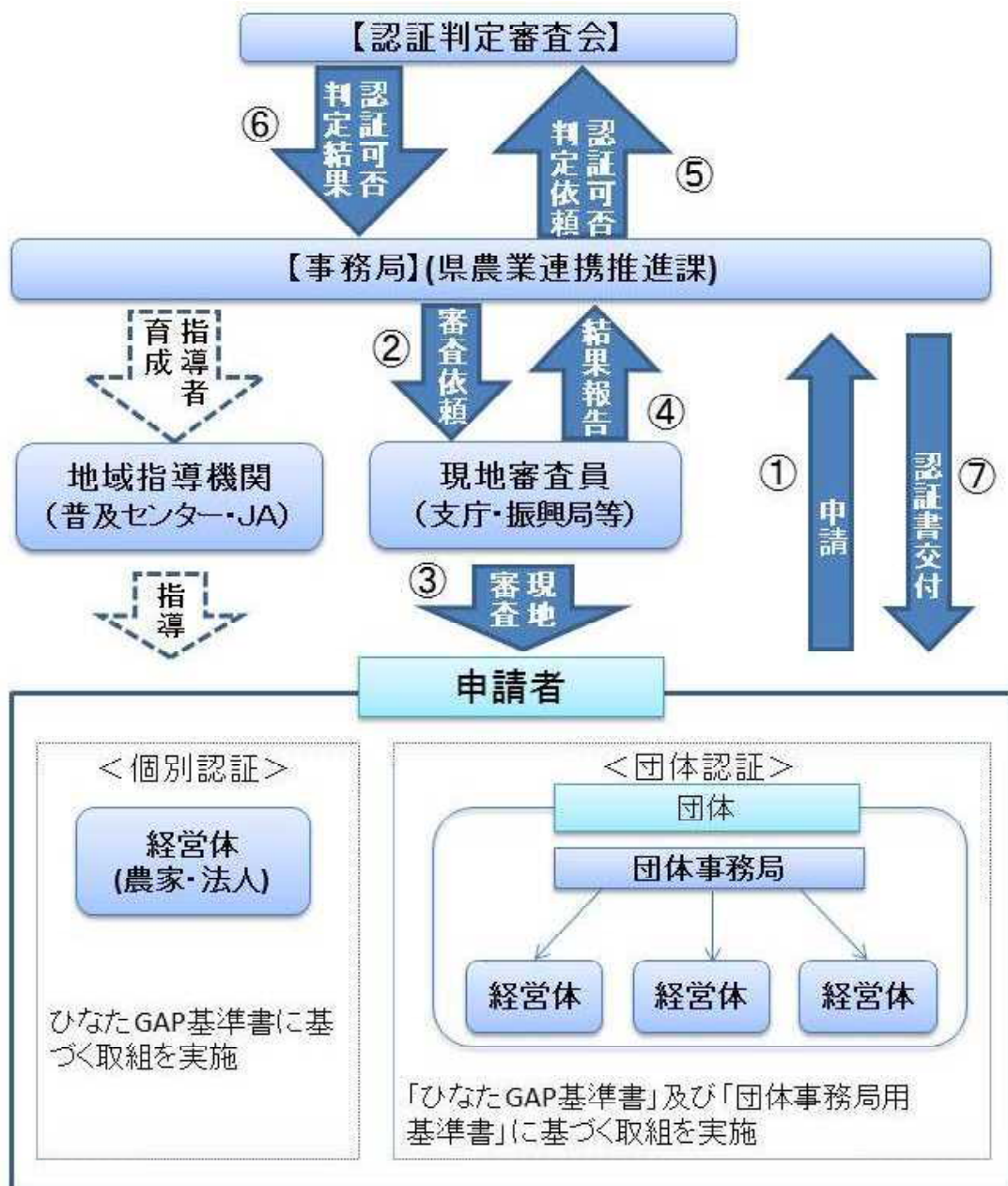
<個別認証>

ひなたGAP基準書に基づく取組を実施する。

<団体認証>

ひなたGAP基準書に基づく取組を団体事務局及び各構成員(農家等)が分担して実施する。

団体事務局は、ひなたGAP団体事務局用基準書に基づく取組を実施する。



第3章 ひなたGAP導入の手引き

1 GAPの導入・認証までの基本的な流れ

ひなたGAPを含め、GAPに取り組み、認証を目指す場合には、次のような流れで取り組むこととなります。

家族や従業員等と話し合っても、基準書の内容がよく理解できないときや対応策が思いつかない場合は、地域の指導機関である農業改良普及センター等に御相談ください。

(1) 基準書（管理点と適合基準 等）の内容の理解と現状把握

- ① 基準書が求める事項を、しっかりと読み込み、理解を進めます。
- ② 基準書と自分の農場の管理状況と比較し、適合状況を確認します。

(2) リスクの把握、対策及び取組のルールづくり

- ① うまく適合していない事項を改善するために、家族や従業員等とも十分に意見交換し必要な改善策を明らかにした上で、農場管理等のルールづくりを進めます。

※「ひなたGAP」では、「農作業の安全に関する取組」及び「農産物の安全に関する取組」について、事故等が発生するリスクを把握し、そのリスクを低減するための対策をルール化することを求めています。

- ② リスクを低減するための改善策は、実際に実施できる対策をルール化するようにします。

※改善策は、可能な限り簡単で経費を掛けずに実施できるものとするのがコツです。

(3) 基本情報の整理及び記帳台帳等の作成

- ① ほ場の場所や面積、施設等に関する基本的な情報の整理や、年間の作業計画等を作成します。

- ② GAP導入に必要なリスク対策や、肥料・農薬等の使用実績等を記帳するための台帳を作成します。

※台帳の作成については、既に使用している様式等で、基準書が求める事項を満たしていれば、既存のものを使用して問題ありません。

(参考) リスクの把握と対策の手順

1 リスクとは

GAPの取組を正しく進めるためには、リスク(危険度)と危害要因について理解する必要があります。

【危害要因】

事故を起こす原因となると考えられる「モノ」や「状態」

農業生産において農業者が行う行為や資材、農場の状態等。

【リスク】

危害要因が原因で起こる事故の重大性とその発生確率

リスク = 「事故が起こった時の被害の大きさ」×「発生する可能性」

※ 「事故が発生した際の被害が大きく、発生する可能性が高いもの」は、リスクが高いとされ、まず改善を講じる必要があります。

2 対策の考え方

危害要因そのものを取り除くことや管理手順を改善するといったことで、可能な限りリスクを小さくすることとなります。この対策を考える際には、「簡単で、効果が高いものとする」ことを念頭に検討します。

【例】リスク：収穫作業時の食中毒を引き起こす微生物の農産物への付着

- × 微生物は目に見えないため、危害要因を取り除くことは困難
- 収穫作業手順や取組を改善することでリスクを低下させることは可能

(ルールの例)

収穫作業前の手洗い、衛生的な手袋の着用、収穫器具の洗浄、感染症が疑われる作業員には、手洗いの徹底とマスク・手袋の着用

【例】リスク：草刈機による怪我

- × 草刈機を使用しなければリスクはなくなるが、草刈機を使用しないことは考えられない
- 作業時の保護具の着用等、のルールを改善することでリスクを低下させることは可能

(ルールの例)

足場の確保、安全靴・プロテクターの着用

(4) 環境整備とルールの周知

① 農場の整理整頓

GAPでは、整理整頓が基本となります。リスク評価の結果やルールを基に、使用の見込みのない農業機械等の不要物の撤去や、作業庫・農産物取扱施設の整理整頓を実施します。

(取組例)

- ほ場周りの不要物を撤去、廃棄する
- 廃棄物の保管場所を設置する（分別できるゴミ箱の設置）
- 農薬保管庫、肥料庫を整理する
- 農業機械、器具等の保管場所を決める 等

② ルールや危害の周知

農場のルールに従業員に周知するため、従業員への研修を行います。また、危険箇所等の危害要因を来訪者等に周知し、事故発生を防止するため、立入禁止箇所の明示や掲示等を行います。

(取組例)

- 朝礼やミーティング等で従業員にルールを説明する
- 来訪者の立入を禁じる場所への立入禁止の掲示やロープ等を設置し、立入を禁じる
- 危険箇所に危険を知らせる掲示物や目印を設置する
- 事故発生時の緊急連絡先を掲示する 等

(5) 生産活動の実施と改善

① ルールに基づいた生産活動の実施、記帳・記録

作成したルールに基づいた営農活動を実施します。記帳・記録等も習慣づけて実施します。

② 点検と改善

定期的に基準書や作成したルールに基づいた営農活動ができているか、記帳・記録に漏れや齟齬がないか等を点検します。もし、できていない事項があった場合は、改善します。

なお、認証取得に向けては、いつ、点検を実施し、どのような改善を行ったか等を記録しておくことが必要です。

※ GAPの取組では、PDCA（「Plan」, 「Do」, 「Check」, 「Action」）サイクルを回し、農場管理をより良いものに導くこととなります。

(6) 認証の取得

① 審査の申込み

点検の結果、基準書に基づく取組が実施できている状態となった場合には、審査・認証機関（県）に審査を申込みます。

② 審査

審査員が、農場の管理状況等について、聞き取りや記帳・記録の確認、農場の管理状況の目視等で、生産工程の確認を行います。

申請者は、審査員から、実施している内容や状況について説明を求められることとなるため、取組の意義や目的をしっかりと理解している必要があります。

③ 改善（是正）措置

審査終了後、不適合事項があった場合には、所定の期間内に改善（是正）をするよう審査員から指示があります。指示があった場合には、適合するよう管理方法や農場の状況を改善し、報告します。

なお、審査員が改善の現地確認が必要と判断した場合は、再度現地確認が行われる場合があります。

④ 認証の取得・更新

それぞれの認証制度毎に有効期間が定められており、認証を維持するためには、有効期間が切れるまでに更新の審査を受ける必要があります。

(参考) 各認証制度と有効期間

○ ひなたGAP

- ・ 有効期間は認証を受けた日から起算して2年を経過する日の属する月末まで。
- ・ 認証取得日から6ヶ月～18ヶ月の間に適合状況を審査する維持審査が実施される。

○ JGAP

- ・ 有効期間は、認証を受けた日から起算して2年間。
- ・ 認証取得日から起算して6ヶ月～18ヶ月の間に適合状況を審査する維持審査が実施される。

○ GLOBAL G.A.P.

- ・ 有効期間は、認証を受けた日から起算して1年間。

2 任意組織（団体）へのひなたGAP導入手順

（1）団体認証の仕組み

団体認証は、JAの品目部会のように、複数の構成員から成る組織単位で認証を取得するものです。

団体認証では、団体をまとめる事務局（以下「団体事務局」という。）が、構成員と協議しながら、「ひなたGAP基準書」に準拠した「ルール」を策定し、団体事務局は、年1回以上、構成員全員のルール遵守状況をチェック（以下「内部監査」という。）します。

また、団体事務局を設置する組織は、団体事務局の事務執行状況を監査する内部監査員を配置し、「ひなたGAP団体事務局用基準書」に基づき、年1回内部監査を行います。

県の現地審査員は、年1回、団体事務局の審査及び、構成員数の平方根以上の構成員の取組状況を審査します。

また、団体認証の場合には、共同選果場等の農産物取扱施設も審査の対象となります。

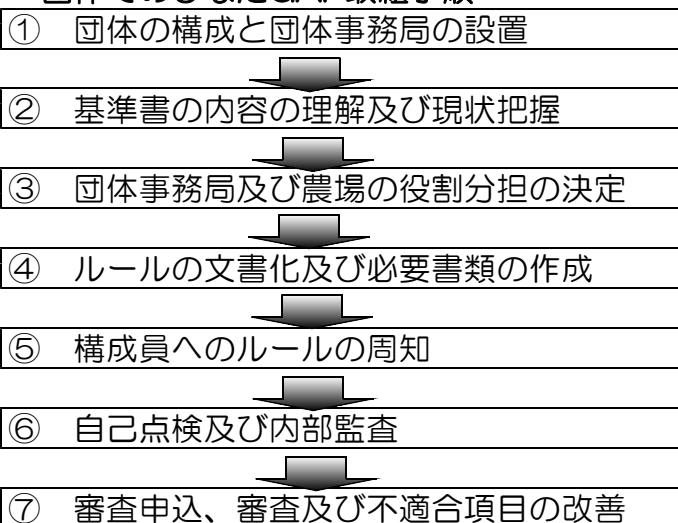
団体認証において適用される基準書

- ひなたGAP基準書
 - ・ 農業生産工程や農産物取扱工程等についての基準です。
 - ・ 構成員と団体事務局で項目毎に役割分担をして取り組みます。
 - ・ 構成員、団体事務局の両方に関係する項目もあります。
- ひなたGAP団体事務局用基準書
 - ・ 団体の組織運営や内部監査等についての基準です。
 - ・ 団体事務局は、この基準書に従い、取り組む必要があります。

（2）取り組みの流れ

団体認証の場合、構成員は団体事務局が定めたルールに基づいた取り組みをしっかりと理解し、実行できることが鍵となります。実際には、これまでの巡回指導や定期的な勉強会を工夫していくことで、十分に対応できます。

団体でのひなたGAP取組手順



(3) 生産者団体での取組手順

① 団体の構成と団体事務局の設置

■ GAPに取り組む構成員の合意形成

J Aの品目部会など既存の生産者組織等で団体認証に取り組む場合は、部会内部会等といった任意組織での取り組みも可能です。

このため、最初は希望者だけでスタートし、農業経営においてGAPをすることが特別な取組ではない意識を積極的に広げていくことで、無理なく産地全体での取組に移行することができます。

以下に、団体で取り組む場合のパターン毎の特徴を整理してみましたので参照してください。

表 団体で取り組む際の構成員の参加パターンと特徴

分類	概要	利点	欠点
個別認証先行 自由参加型	モデル農場が個別認証を導入し、認証取得人数、農場の改善状況により団体認証へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員が農場管理を深く理解できる ・高いレベルの農場管理が実施されやすい ・団体認証移行時の事務局の支援が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のGAP修得準備の負担が大きい ・部会が導入を誘導する場合、動機付けが難しい
団体認証自由 参加型	部会構成員に希望者から認証取得を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・導入希望者への支援であるため高いレベルの農場管理が実施されやすい ・参加者のメリットが見える場合、他部会構成員への波及が速やかとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員同士での格差が発生する ・販売戦略としての活用が中途半端となる可能性がある
団体認証全員 参加型	導入当初から部会員全員で団体認証を取得	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の組織力が高まる ・産地の信頼性向上に繋がりやすい ・部会のマネジメントが可能となる ・認証品の扱いが容易である 	<ul style="list-style-type: none"> ・消極的な構成員の準備支援が困難 ・農場改善状況にバラツキが生じやすい ・導入後明確なメリットが見えない場合、主導者への不満につながりやすい

■ 団体事務局の設置

ここでいう団体事務局とは、専用の組織等ではなく、あくまで機能のことを指しています。団体のルール作成・運用や、団体事務局を管理する業務を行う組織（もしくは人）を指します。

JAの品目部会で取り組む場合には、この事務局を品目部会自体で設置するか、JAが事務局を担うこととなります。

② 基準書の内容の理解及び現状把握

団体で取り組む場合は、団体事務局で団体の構成員及び団体事務局で取り組むルールを決めることとなります。このため、団体事務局の担当者が「ひなたGAP基準書（農場用・団体事務局用）」の内容を十分に理解している必要があります。

また、現地の農場管理の状況等を構成員等から聞き取ります。

団体認証の取組は、その立ち上げにかなりのエネルギーが必要となることから、地域の農業改良普及センター等と連携した計画的な取組が必要です。

③ 団体事務局及び団体の構成員との役割分担の決定

団体認証での団体事務局と農場の役割分担は、品目やその組織の生い立ちによっても違ってくることから、団体事務局が一方的に作り上げてしまうのではなく、構成員の代表や場面によっては全員がその検討に加わってもらうことでより現実的な取組とすることができます。

また、団体事務局の運営は、「ひなたGAP団体事務局用基準書」の適合基準を満たす必要があります。

表 団体事務局と農場の役割分担とルールの設定の例

適合基準（例）	団体事務局		構成員	
	分担	取り組む内容	分担	取り組む内容
土地の使用履歴や土壌汚染の有無の確認	○	土壌汚染対策地域かを団体事務局が県に確認する。	○	ほ場のこれまでの使用履歴は、構成員が確認する。
種苗は、正規に登録品種を購入	○	正規ルートから種苗を購入する	△	事務局の選定した種苗を使用する
肥料の使用について記録している	—	—	○	肥料使用時には、記録を付ける

④ ルールの文書化及び必要書類の作成

■ ルールの文書化

決定した役割分担に沿って、団体事務局用のルールと農場用のルールを作成します。ルールは、構成員や共同選果場の従業員等と共有するため、必ず文書化します。

ルールは可能な限り分かりやすく伝えるため、簡潔に、そして平素な表現を用いるようにします。また、絵や写真等を多用することでより理解が進みやすくなります。

■ 必要書類の作成

団体の運営に必要な書類（団体の構成員名簿、ほ場台帳 等）等を役割分担や、ひなたGAP団体事務局用基準書に従い作成します。作付けほ場のマッピングなど、必要な情報を収集及び整理します。

⑤ 構成員へのルールの周知

■ 研修会等の開催

研修会等を通じて、取組の目的や内容、帳票類の記載方法等について周知します。GAPの取組は人によって理解度がかなり異なることから、丁寧な周知が必要です。

また、研修会では、作成しなければならない書類作成を構成員が一緒に行うことで、全体の理解促進を図り、書類作成の進捗を揃えることができます。

■ 構成員毎のルール作成

ひなたGAPでは、「農作業安全に関する取組」及び「農産物の安全に関する取組」において、リスクを把握し、対策を定めることを求めています。

団体に共通するリスクについては、団体事務局が把握し、対策をルールとして構成員に示し、構成員はこのルールに基づいた取組を実施することとなります。

しかしながら、同じ団体でも、構成員毎にほ場の状況や管理状況は異なるため、団体事務局が作成したルールでは十分にリスクを低減できないことがあります。このため、団体事務局が定めたルールに加え、構成員毎でリスクを把握し、対策を定めることが必要となります。

研修会において、構成員それぞれで考えられるリスクを書き出し、対策を立てるといった取組を行うことで、よりしっかりとした対策ルールを定めることができます。

⑥ 自己点検及び内部監査

団体事務局及び構成員が、ルールに則した団体運営及び農場管理を実践した後に、自己点検を行います。

自己点検の後に、団体事務局による内部監査を実施します。団体事務局（共同選果場等も含む）の内部監査も実施する必要があります。

⑦ 審査申込、審査及び不適合項目の改善

内部監査を実施し、改善が確認されたら、審査を申し込みます。

ひなたGAPの初回審査（初めて審査を受ける場合）では、取組を開始してから原則3か月分の記録があることを求めています。

（参考）ひなたGAP審査の概要

◆ 審査の対象

- 団体事務局及び農場の審査が実施されます。
- 団体の場合は、構成員が5戸(法人)以下の場合は、全戸が現地審査の対象となります。団体の構成員が5戸を超える場合は、構成員数の平方根(小数点切り上げ)の農場が審査対象となります。

◆ 審査の方法

- 審査は、団体事務局及び共同選果場、構成員の農場に現地審査員が伺い実施します。
- 審査では、ひなたGAP基準書に従い、聞き取りや現地確認、各種記帳及び記録等の確認等を行います。

◆ 不適合事項の改善

- 不適合事項があった場合は、審査の終了後1週間以内に改善指示書が現地審査員から示されるため、ほ場の状態もしくは管理方法を改善します。
- 改善が終了したら、改善した内容等を所定の様式により、現地審査員に報告します。（改善指示後1か月以内）
※ 必要に応じて再度現地確認が行われることもあります。

◆ 認証判定審査会

- 団体の取組について、ひなたGAP基準書に適合していることが確認された場合、専門家等で構成する認証判定審査会において認証の可否を審査します。



宮崎県農政水産部農業連携推進課
TEL 0985-26-7126